

別記 1

農業経営者育成教育事業の事業実施主体となりうる者は次のとおりとする。

事業の名称	補助対象者
1 農業経営者育成教育推進事業	(1) 市町村 (2) 市町村又は民間団体が運営する農業教育機関 (3) 民間団体（特別非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等をいう。以下同じ。） (4) 協議会等（地方自治体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意志決定の方法、事務及び会計処理の方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているものをいう。以下同じ。）
2 農業機械等導入事業	(1) 市町村 (2) 市町村又は民間団体が運営する農業教育機関 (3) 民間団体
3 リカレント農業教育機関支援事業	(1) 市町村 (2) 市町村又は民間団体が運営する農業教育機関 (3) 民間団体 (4) 協議会等

別記 2

農山漁村振興交付金(最適土地利用対策)の交付率等は次のとおりとする。

事業名	事業メニュー	交付上限額・交付率
農地等活用推進事業	1 農地等利用推進事業	定額とし、助成額の上限を 200 万円とする。
	2 農地等利用整備事業	1 / 2 以内とし、助成額の上限を 1,000 万円とする。ただし、1 工区当たりの事業費の上限を 200 万円とする。各作業項目の交付率は(1)～(2)のとおり
	(1) 刈払作業	12,000 円 / 10a
	(2) 集積・運搬	20,000 円 / 10a
	(3) 除礫作業	7,000 円 / 10a
	(4) 耕起・整地	4,000 円 / 10a
	(5) 土壌改良	32,000 円 / 10a
(6) 施設等補完整備事業	1 / 2 以内	

低コスト土地利用支援事業	1 粗放的利用事業	
	(1) 粗放的利用推進事業	定額とし、助成額の上限を 250 万円とする。ただし、「農地等活用推進事業」と併せて実施する場合は上限 150 万円とし、2 の「生産性検証事業」と併せて実施する場合は交付しない。なお、(v) のア、イを継続して交付を受ける場合の交付率は次のとおり。
	(v) 粗放的利用体制整備	
	ア 放牧	5,000 円/10a
	イ 蜜源・緑肥・省力作物等	
	(2) 粗放的利用整備事業	1/2 以内とし、助成額の上限を 600 万円とする。ただし、1 工区当たりの事業費の上限を 200 万円とする。各作業項目の交付率は(i)～(iv)のとおり。
	(i) 放牧	45,000 円/10a
	(ii) 蜜源・緑肥作物の作付け	16,000 円/10a
	(iii) 省力化機械	7,000 円/10a
	(iv) 省力作物等の導入	農地等活用推進事業の 2 の(1)～(5)の単価
2 生産性検証事業	交付率は定額とし、助成額の上限を 1,000 万円とする。ただし、「生産性検証体制整備」を継続して交付を受ける場合の助成額の上限は 600 万円とする。	

なお、補助率が 1/2 以内の事業メニューについて、中山間地域において実施する場合の交付率については、事業費の 10 分の 5.5 相当とする。